

体 系		頁	修正内容
全章共通			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値等を最新の状況に変更します。</li> <li>・必要な部分の文言等を修正します。</li> </ul>
第1章 地震災害対策の計画的な推進			
第2節	社会的条件	3	・防災に関連する要素を網羅するため詳細に記述します。
第3節	備蓄計画の基本方針	7	・備蓄計画における被害想定を「三浦半島断層群地震」から蓋然性の高い「南海トラフ地震」に変更します。
第4節	市民等の責務	9	・市民は自ら災害教訓の伝承に努めることを追加します。
	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10 ～ 14	・県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体の機関等及び業務に関する事項について変更・追加します。
第2章 都市の安全性の向上			
第4節	津波対策	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急速報メールに関する事項を追加します。</li> <li>・津波災害警戒区域の指定に関する県の方針等を追加します。</li> <li>・津波訓練について南海トラフ・相模トラフで発生が懸念される最大クラスの津波等に配慮した訓練を実施する内容に変更します。</li> </ul>
第5節	がけ崩れ対策等の推進	26	・市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者等に義務付けられた事項等を追加します。
第6節	ライフラインの安全対策	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話・電信の輻輳対策、災害用伝言版等について具体的に記述します。</li> <li>・東京ガスの耐震対策等を具体的に記述します。</li> </ul>
第9節	建築物等の安全確保対策	31	・大阪北部地震を受け、ブロック塀等の安全対策の必要性等について追加します。
第10節	避難情報の発令基準等	33	・避難情報の発令基準等を最新の内容に変更します。
第3章 災害時応急活動事前対策の充実			
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急速報メールの配信に関する内容を変更します。</li> <li>・AI、SNSなどの積極的な活用を図る必要性を追加します。</li> </ul>
第2節	災害対策本部等組織体制の拡充	39	・市及び防災関係機関は業務継続体制の確保に努めることを追加します。
第3節	救助・救急、消火活動体制の充実	41	・自主防災組織に貸与する資機材等を最新の内容に変更します。
第4節	避難対策	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から市町村を対象とした「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたことを追加します。</li> <li>・避難所運営において、性的マイノリティの避難者への配慮の必要性について追加します。</li> </ul>
		45	・避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努めること、社会福祉施設等の管理者等は利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等を作成すること、施設管理者等は防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じること等を追加します。
		46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の避難所マニュアル策定指針の改正を受け、市は被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めることを追加します。</li> <li>・避難所外避難者への対策として、市は被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について検討に努めることを追加します。</li> <li>・災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることを追加します。</li> </ul>
第6節	要配慮者等に対する対策	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報発表時の緊急速報メール等による情報伝達により、聴覚障害者も津波に関する緊急情報を確認できるようになっていることを追加します。</li> <li>・災害後の避難の長期化等によって引き起こされる「災害関連死」への対策を図る必要があることを追加します。</li> </ul>

		51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めることを追加します。</li> <li>・小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めることを追加します。</li> <li>・県は施設団体や職能団体等の関係団体と協働して、要配慮者を広域的に支援するため、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを設置し、平時から連携強化を図ることを追加します。</li> </ul>
第7節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨において、国からのプッシュ型支援が実施されたことを受け、発災後速やかに実施される大量の物資支援を受け入れる体制の必要性について追加します。</li> <li>・大規模災害時に、県は広域物資拠点を、市は物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保することを追加します。</li> <li>・市は、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築することを追加します。</li> <li>・市と県は、広域物資拠点、地域内輸送拠点の設置等により、円滑な物資の受入体制の確保に努めることを追加します。</li> </ul>
第10節	緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設したことを追加します。</li> </ul>
第12節	ライフライン応急復旧対策	64	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信サービス業種が行う災害時の主な事業及び停電対応等について最新の内容に変更します。</li> </ul>
第13節	災害廃棄物等の処理対策	65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた神奈川県災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定したことにより、必要な部分を変更します。</li> <li>・市が周辺市町及び関係団体等と協定を締結し、協力体制を構築していることを追加します。</li> <li>・協力体制の構築、災害廃棄物処理計画の策定・見直し及び仮置場候補地の確保、職員の教育訓練等に関する事項を追加します。</li> </ul>
第14節	広域応援体制等の拡充	66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）を整備していることを追加します。</li> <li>・県は、大規模災害時において県内の消防の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう「神奈川県内消防広域応援実施計画」を策定していることを追加します。</li> <li>・県は、大規模災害時において、県外からの消防の広域応援が円滑に進むよう、受け入れのための手順を定めた「神奈川県緊急消防援助隊受援計画」を策定していることを追加します。</li> <li>・県は、大規模災害時において、警察、消防、自衛隊等の広域的な応援や他の自治体からの応援が円滑に進むよう、受け入れ手順を定めた「神奈川県災害時広域受援計画」を策定していることを追加します。</li> <li>・国によるプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムが定着しており、支援を円滑に受け入れるために、県が市町村のニーズの把握や関係機関との調整など、総合調整機能を発揮し、迅速な対応が必要なことを追加します。</li> </ul>
第15節	市民の自主防災活動の拡充強化	69	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所は、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めることを追加します。</li> <li>・社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画や業務継続計画（BCP）の作成に努めることを追加します。</li> </ul>
第16節	災害救援ボランティア活動の充実強化	72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れ・調整を行う体制や被災者ニーズ等の情報提供方針等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化について研修や訓練を通じて推進することを追加します。</li> <li>・社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、防災ボランティア活動の環境整備に努めることを追加します。</li> </ul>

第18節	防災訓練の実施	77	・国のプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムの定着化、災害救助法の改正を受けて策定した資源配分計画に基づく配分調整などの新たな動向に対応できるよう、防災関係機関の活動支援や物資の受入調整等、現地災害対策本部の新たな役割を踏まえた訓練や災害対策本部の運営訓練の充実により、対応力を強化する必要があることを追加します。
第19節	災害救助実施体制の充実	79 ～ 80	改正された災害救助法を踏まえ、災害救助の実施体制の確保や関係機関との連携確保、災害救助の運用体制の充実などを追加します。
第4章 災害時の応急活動対策			
第1節	災害対策本部の設置	82	防災の専任部長である防災担当部長の新設により、必要な箇所を総務部長から防災担当部長に変更します。
第2節	災害時情報の収集・伝達	86	・東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に津波警報が発表された場合の津波情報の伝達要領等を現状に整合させた内容に変更します。 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、住民等が正確に理解できるわかりやすい表現を用い、反復継続した周知に努めることを追加します。
		89	・地震情報等の受理伝達系統図を県の受理伝達組織表に基づき変更します。
第4節	避難所の設置運営	97	・警察官職務執行法に基づき、警察署長から市長への報告系統を削除します。
		98	・市民への情報発信要領について具体的な内容を追加します。 ・指定避難所の開設に関する自衛隊への連絡先部隊名（東部方面混成団本部、第31普通科連隊）を追加します。
		99	・新型コロナウイルス感染症をふまえ、避難所における感染症対策に関する事項を追加します。
		100	・県は改正された災害救助法を踏まえて策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定し、設置計画を策定して、救助実施市とその他の市町村に資源配分を行うことを追加します。
第5節	保健衛生、防疫、遺体の処理に関する活動	103	・一類感染症に「エボラ出血熱」、二類感染症に「中東呼吸器症候群（MERS）」を追加します。
第10節	警備・救助対策	120	・緊急に防除措置を講ずる必要がある場合に横須賀海上保安部が指示する組織を「海上災害防止センター」から「指定海上防災機関」へ変更します。
第11節	ライフラインの応急復旧	122	・都市ガス施設等の災害発生時の応急活動組織、応急復旧活動、広報活動等に関する内容を変更します。 ・電気通信施設(東日本電信電話(株))の災害発生時の応急措置に関する内容を変更します。
第12節	災害廃棄物等の処理対策	123	・災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた神奈川県災害廃棄物処理計画が平成29年3月に策定されたことにより、処理対策の内容を変更します。
第14節	広域的応援体制	127	・自衛隊の地域担任部隊長名（東部方面混成団長）を追加します。 ・知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求が連絡不能で実施できない場合の処置内容を変更します。
第16節	災害救助法関係	132	・改正された災害救助法に基づき、「資源配分の連絡調整の実施」の項を追加します。
第17節	二次災害の防止活動	133	・建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、市・県・建設業者等は施設の点検等の対策を行うことを追加します。
第18節	津波対策	134	・表下部の注釈内容を変更します。
		135	・津波情報の伝達を緊急速報メール、J-アラート等を使用して実施する内容に変更します。 ・市が実施する措置について詳細な内容に変更します。
第5章 復旧・復興対策			
第1節	復興体制の整備	138	・人的支援、被災市区町村応援システムについて追加します。 ・家屋被害認定調査について追加します。 ・復旧・復興に関する広報や相談窓口について追加します。

第2節	復興対策の実施	139	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報管理システムによる報告及び県の責務について追加します。</li> <li>・被災状況調査及び県への報告について追加します。</li> <li>・罹災証明の交付について追加します。</li> </ul>
		140	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画について具体的な内容に変更します。</li> </ul>
		143 ～ 144	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興法における復旧事業についての国または県の代行権について追加します。</li> <li>・災害廃棄物の処理について具体的な内容に変更します。</li> <li>・損壊家屋の解体及び撤去について追加します。</li> </ul>
		146	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税などの減免に関する支援内容を具体的な内容に変更します。</li> <li>・社会保険関連の特例措置の根拠を明確化した内容に変更します。</li> </ul>
		147	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者対応、被災者の精神的支援等の記述内容を県計画に整合します。</li> </ul>
		149	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所等との連携について追加します。</li> </ul>
		第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
	全部	151 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6章に「東海地震に関する事前計画」を記載していたものを「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」に変更します。</li> </ul>